

# 東法連ニュース

2017年  
(平成29年)  
8月号  
第378号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : [info@tohoren.or.jp](mailto:info@tohoren.or.jp)

## 小林栄三新会長に聞く

### 日本の未来のためにも80万社の会員企業を元気にしたい



小林会長

これまで5年間にわたり全法連・東法連の会長を務めた池田弘一氏に代わり、副会長を務めていた小林栄三氏が新会長に就任した。小林氏は現在、伊藤忠商事株式会社の会長を務めている。小林新会長が思い描く、法人会のあるべき姿や抱負を伺った。(全法連の季刊誌「ほうじん」のインタビュー記事を抜粋)

会長就任に際して、経緯や今の心境をお聞かせいただけますか？

池田会長から、法人会という全国で80万社の企業が入っているすごい組織があること、そして法人会は国の財源の根幹をなす税収をどう改善したらいいのか、そうした提言にも関わっていく組織だと伺いました。一企業で頑張ってきた者としてこうした組織に貢献してみても、と薦められ、できることであればお受けしましょう、と2年前に副会長をお引き受けしました。

法人会の活動について、どのように評価されていますか？

活動については、目下勉強中です。関西地区を除き全国に県連があり、歴史もある、租税教育活動や社会貢献活動を熱心にされており、皆さん

非常に強い心意気をお持ちだと感じています。

企業で、そして数々の経済団体でリーダーをされてきたご経験を、どう法人会に活かしていきたいと思っと思っていますか？

今、日本貿易会会長と日本商工会議所の総合政策委員会委員長のほか、経団連や経済同友会なども長年やっていますが、どの会もそれぞれ特徴があります。商工会議所では地方の生の声が聞こえてきてリアルでしたし、経済同友会では若くて白熱した面白い議論が交わされています。それぞれ全く毛色が違うんですが、いずれにしてもよく感じたことは、『知恵を使ったら何でもできる』という点。そして、もう一つ、一番大切なことは、『異業種でお互い

に助け合う』ということですね。

法人会にはこんなにも沢山の企業の方がおられるわけですから、自分が欠けているところを他の方に助けを求め、そして全体として大きな流れを作る、そんなことができたら全く違った景色が見えてくるはずですね。お互い、別の企業と戦略的な提携をするなどWIN-WINの関係構築をしていく、そうした場として法人会を捉えたいのでは、と思います。

80万社には80万の成功がありご苦労がありますね。それを組み合わせることによって新しい価値を生み出すことができるはずですね。でも、多くの企業はきつと、『部分最適』だと思います。『全体最適』にするために、川上の方は川下まで、川下の方は川上まで見に行っていた方がいい。そうすることで絶対新しい知恵が生まれます。基本的に私の会社は全業種・全世界を相手にしている会社ですから、そのようなお手伝いならできると思っています。そういうことで会員企業を元気にしていきたいですね。

# 東法連平成30年度税制改正要望(抜粋)

## 1 国税・地方税

### (1) 法人税

#### ① 法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、30年度には29・74%となる。

しかし、周辺アジア諸国の平均は22・17%、OECD加盟国の平均は24・98%であり、経済のグローバル化が進むなか、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から25%程度まで引下げよう求める。

#### ② 課税ベースの拡大

円安による原材料費の高騰や人手不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

#### ③ 中小企業軽減税率の引下げ等

平成29年度税制改正において、中小企業軽減税率の特例が、平成30年度末まで2年延長された。しかし、我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業

の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引下げを求める。

また、昭和56年以来、課税所得80万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引上げを求める。

#### ④ 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例が、平成29年度末に適用期限を迎える。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、恒久化、定額控除限度額の引き上げを求める。

#### ⑤ 中小企業の欠損金の繰戻し還付制度の拡充

中小企業の欠損金の繰戻し還付制度が、平成29年度末に適用期限を迎える。現行、繰戻し期間が1年に限定されているが、欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度へ見直すとともに、恒久化を求める。

#### ⑥ 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益運動給与以外については損金不算入とされているが、利益運動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させる

ため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

### (2) 所得税

#### ① 所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

平成29年度税制改正において、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しがなされた。一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革をすすめるためには、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する必要がある、抜本的な見直しと各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、世帯単位課税(N分N乗方式)の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

### (3) 資産税

#### ① 事業承継税制

平成29年度税制改正で、取引相場のない株式の評価における類似業種比準方式による株価算出方法の見直し等が図られ、また、相続税・贈与税の納税猶予制度について、雇用確保要件が若干緩和され、相続時精算課税制度との併用が可能となった。しかし、中小企

業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。なお、当面は納税猶予制度の更なる利用促進を図るため以下の要件の見直しを求める。

- 相続税の納税猶予割合の100%への引上げ

- 発行済議決権株式の総数上限(3分の2)の撤廃

- 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可

- 贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を認める措置の創設

- 雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」を「5年間平均で5割以上確保」とする。

- 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

- 取引相場のない株式の評価方式を更に中小企業の実態に即した評価方式に見直す。

#### ② 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行われた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和する

ため、また、少子化対策の観点から、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引上げを求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

**③ 相続時精算課税制度**

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

**(4) 消費税**

**① 軽減税率について**

平成28年度の税制改正において、消費税率引上げに伴う低所得者対策として、軽減税率制度が導入されることとなった。引上げ時期の変更に伴い平成31年10月導入となる。軽減税率制度は、社会保障制度財源の毀損、対象品目の線引きにおける混乱、高所得者にも恩恵がおよび、低所得者対策としては非効率であり、中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大き

いことから、本質的には導入されるべきではない。

仮に、軽減税率制度が導入される場合には、事業者は具体的な対象品目の線引きに基づくシステム改修が必要となり、経理業務をはじめとした制度への対応のために膨大な時間とコストを要することとなる。事業者の対応状況に鑑み、周知な制度周知ときめ細かな支援措置の実施を求める。

**② 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について**

平成28年度の税制改正において、消費税率引上げ時期の変更に伴い平成31年10月から区分記載請求書方式、平成35年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることとなった。移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。また、小売事業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられているが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

**③ 価格転嫁対策**

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、中小企業者の間で価格転嫁についての不安は未だ大きく、

円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

**(5) 地方税**

**① 固定資産税の抜本的見直し**

固定資産税については長期的な地価下落が続く中、特に都市部において重税感が高まっており、負担軽減を求める。評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

**② 固定資産税の免税点の引上げ等**

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

**③ 東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充**

東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制」について、平成27年4月に対象期間が5年延長された。省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

**④ 事業所税の廃止**

固定資産税との二重負担になってお

り、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

**⑤ 個人住民税特別徴収事務の簡素化**

特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所管する市区町村において、一括納入ができるようにすることを求める。また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ることを求める。

**2 その他**

**(1) マイナンバー(社会保障・税番号)制度**

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。個人情報の流出や悪用への対応や費用対効果が課題となる。

個人情報管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

**(2) e-Tax控除(電子証明書特別控除)**

e-Tax控除については平成24年度分の確定申告にて廃止されたが、今後更なる普及を推進するためにも特別控除を復活するよう求める。

デザインを一新 「税に強くなる」

平成29年度版法人会ポスター

平成29年度版法人会ポスター(全法連作成)がこのほど完成した。

今回のキャッチコピーは、「税に強くなる。法人会に入る理由は、それだけではありません。人脈が」

を起用せず、デザインを一新した。人脈のつながりを「経営者の輪」社会へのつながりを「日本列島」で表現しており、経営者の輪には、全法連青連協委員が一役買っている。



平成29年度版法人会ポスター

東法連では、このポスターを活用して、11月11日から始まる「税を考える週間」期を中心に、関東6県連と合同でJRの首都圏各線車内広告による広報活動を展開する予定である。

平成28年度を上回る提出件数をめざす

地球温暖化対策報告書

東法連では、平成29年度も東京都の「地球温暖化対策報告書」の提出に積極的に取り組んでいる。

平成28年度の提出状況は1556

件であったが、これを上回る提出



平成29年度節電対策ポスター

ひろがる 社会につながる」である。今回は杉山愛さんのようなタレント

件数を目標しており、本年度分の提出締切りは12月15日となっている。

東法連では、理事会、公益事業委員会、専務理事・事務局長会議

加入推進チラシのデザイン変更

公益財団法人東法連特定退職金共済会(小林栄三理事長)では、このほど加入推進チラシのデザインを変更し配布を開始した。

新チラシは、表面に働く人の多様な写真を載せて目を引くデザイン



特退共加入推進チラシ(裏)



特退共加入推進チラシ(表)

加入事業所数	5,175社
加入者数	34,625人
加入口数(※1)	307,806口
平成28年度掛金収入	38.3億円
同 給付金額	37.7億円
積立金額	430.3億円
要留保額(※2)	427.2億円

(※1) 加入口数=1口あたり1,000円  
(※2) 要留保額=期末において加入者全員が脱退したと仮定したときに必要な支払給付金の総額

なお、東法連特定退職金共済制度の平成29年3月末現在の加入状況は次のとおり。

これらチラシは、推進業務委託先の大同生命保険会社各支社等に備え置かれ、推進員により活用されるほか、各法人会の協力を得て広報誌への折り込み等を行っている。

等提出状況を報告し、提出を依頼するなど、あらゆる機会を通じて推進を行っている。併せて、本年度も節電対策ポスターを作成し、節電についても継続推進する。